

民生用バルクローリーに係る漏えい事故について（注意喚起）

平成16年8月30日、宮城県において、民生用バルクローリーに係る漏えい事故が発生しました（事故概要 参照）。現時点で事故の因果関係は解明できておりませんが、民生用バルクローリーの取り扱い及び充てん作業について下記の注意事項をご確認くださいませう、お願いいたします。

なお、事故の因果関係につきましては弊会設置のLPガス事故調査検討委員会及びLPガス事故調査分科会において検討を行います。

記

- 1．民生用バルクローリーの取り扱い及び充てん作業を行う際は、各民生用バルクローリーメーカーの取扱説明書を今一度お読みいただき、取扱説明書の記載どおり行ってください。
- 2．特にポンプを空運転させたり、過充てん防止装置を作動させて充てんを停止させたりしないようにしてください。

< 事故概要 >

民生用バルクローリーに係る漏えい事故について

(1) 発生日時

平成 1 6 年 8 月 3 0 日 (月) 9 時 4 5 分頃

(2) 建物用途：飲食店 鉄筋コンクリート造平屋

(3) 人的被害：軽傷者 1 名 (凍傷)

物的被害：第三者被害なし

(4) 事故発生の経過

充てんを行うため、ポンプを起動させたところポンプ付近で異音がしているのを確認したため、ポンプを停止させた。

その後、カップリング用液流出防止装置 (以下「カップリング」という) を取り外したところ、当該カップリングから液状の L P ガスが吹き出したため、直ちに安全継手上流側にある弁を閉止した。

その際、充てん作業者の右腕に液状の L P ガスがかかり軽度の凍傷を負った。

(5) 事故原因

ポンプの軸受部が何らかの原因で亀裂が生じ、破損に至った。

破損した軸受部の破片が充てんホースを流れカップリングに達して、当該カップリングを閉止する際、噛み込んだため液状の L P ガスが漏えいした。